評価結果報告書

適用基準:

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

評価対象施設名称	キッズエイド和光保育園									運営主体	特定非営利活動法人エイドセンター							
定員	90 人	年齢別 定員	0歳 9	1歳 12	2歳 15	3歳 16	4歳 19	5歳 19										
代表者氏名/役職	園長 山崎 徳子									職員数	53	人	うち常勤 保育士	15	人	その他	38	Д
施設所在地	埼玉県和光市本町36-1 シーアイハイツ									内	TEL/FAX e-mail	048-460-1068 / 048-460-1069 info@npo-aid.com						

評価機関名称		特定	非営利]活動》	法人 裕	冨祉総	合評值										
評価担当者氏名	小出 正治			橋之	元洋		渡部 史朗										
利用者調査実施期間	20	年	12	月	15	日	~	20	年	12	月	26	日				
施設自己評価 実施期間	21	年	1	月	9	日	~	21	年	1	月	15	日				
訪問調査実施日	21	年	2	月	26	日							_				
評価結果合議実施日	21	年	3	月	17	日				評価結	果提出	日	21	年	3	月	31

貴園について実施いたしました第三者評価業務につきまして、その評価結果を 別添の通りまとめさせていただきましたので、ご検収下さいませ。 貴法人よりご報告いただきました当園の評価結果につきまして、報告書を受理し、内容に同意いたしました。

21 年 3 月 31 日

年 月 日

特定非営利活動法人エイドセンター 御中

施設名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

代表者氏名

囙

キッズエイド和光保育園

特記すべき本園の特色/個性

- 子どもが心地よく過ごせる環境づくりとして、採光や温度、湿度の管理、手洗い場やトイレの清掃や寝具消毒など健康や清潔を維持していくための仕組みが整備され、屋外 ■ や公園などの砂場の清潔管理をはじめ、安全管理についても徹底しようとする工夫が見られます。また、口に入れてしまうような遊具や玩具は、毎日のアルコール消毒や洗濯など「玩具などの消毒チェックシート」に定めて清潔を保っています。
- さまざまな表現活動として、日常的な手遊びやわらべ唄、童謡、楽器遊びなどに計画的に取り組み、子どもたちが自然に歌や遊びを楽しむ姿を引き出しています。その他、 ■ 体を使った表現活動として月3回外部講師を招いてリトミックに取り組み、同じく月3回程度の体操教室にも取り組んでいる他、絵本や紙芝居、年長児の習字など、日本文化 や文字表現の体験、および就学態度の形成や精神的安定に取り組むなど、多彩な表現活動に取り組む特色がみられます。
- 法人として職員の資質向上に力を注いでいます。外部研修の活用とともに、法人主催の講座を職員が年間を通じ、または内容によって受講しており、中でもリスクマネジメン

 ト講座、ピアノ講座は必修とされています。さらに「自己査定表」による各職員の自己評価と経営層との面談によって検証と確認を行い、各職員の目標を明確化し、育成に役立てる仕組みを整えています。
- 職員と保護者会委員で編成される安全点検委員会が「安全点検チェックリスト」に基づき、年3回の定期点検を行い、改善すべき事項を報告書にまとめています。さらに報告 ■ 書に基づく改善結果は、職員には職員会議を通じて、保護者には文書の提示によって、それぞれ周知を図られるなど、園と保護者が共同して安全対策に取り組む姿勢が見られます。

さらなる向上に向けて改善が望まれる点(評価結果をふまえた総合的な課題)

- 各指導計画の定期的な見直しについて、週・月単位で実践後の反省を行っています。ただ、それに基づいた次計画の策定や計画改定等といった点については、各指導計画の記録や反省の記録内容が、次計画の策定に資する内容にするよう改善が期待されます。また計画を変更した際にはその内容を明示した上で、その後の実施状況がわかる記録や、週案の変更による月次指導計画の変更、またそれに伴う年間指導計画の進捗変更の検討など、計画の連動性に配慮した見直しが行われるよう期待します。
- 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画として、0歳児と1歳児では月次の個別の指導計画を策定しています。今後は2歳児の個別計画についても同様に策定されるよう期待します。またこれら個別の指導計画に関して月次の「反省」が記録されていますが、その内容から個別の保育課題を読み出し、翌月の指導計画に反映できるよう記述内容のあり方について検討する全地があります。3歳以上児についても、クラスの日次指導計画において個別に配慮を要する子どもへの配慮内容が明記されることを
- う記述内容のあり方について検討する余地があります。3歳以上児についても、クラスの月次指導計画において個別に配慮を要する子どもへの配慮内容が明記されることを 期待します。
- 定例の個人面談以外に、随時の相談・面談等についても対応していますが、その内容については面接者個人の記録にとどまっています。個々の世帯の相談履歴の管理や 職員間の確実な共有、事後の参照という観点から、また個人情報やプライバシーの保護の見地からも、園としての記録の仕組みの整備を期待します。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価

I −1−(1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。(42)

【判断基準】

- a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。
- b) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。
- c) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。
- d) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。

評価

Ⅰ-1-(2) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して 作成されている。(1)

【判断基準】

- a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成され ている。
- b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮 されていない。
- c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。
- d) 保育計画が作成されていない。

評価 h

Ⅰ-1-(6) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。(43)

【判断基準】

- a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に 含め、周知を図るための取り組みを行っている。
- b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域 の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。
- c) 保育理念および基本方針について、職員に周知を図る取り組みを行っているが、保護者、関係者 には行っていない。
- d) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取り組みを行っていな い。

評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

保育理念・基本方針にあたるものとして「キッズエイドの考え方」「キッズエイドの保育目標」が掲げられてお り、園玄関の事務室前での掲示とともに、パンフレット、市作成の保育園案内と園ホームページに掲載して 保護者、外部者や社会に対する表明としている。パンフレットは園で来園者等に手渡す他、市役所窓口にも 常備している。職員に対してはパンフレット等を通じ、採用時の理事長からの説明と新人研修で説明されて いる。また各年齢の年間指導計画には「園目標」として前掲の「キッズエイドの保育目標」が記載され、計画 策定時には必ず意識できるようになっている。

「考え方」「保育目標」の地域・関係機関等への周知については、主に入園を目的とした方々向けと考えられ る場所・媒体(市役所・ホームページ等)の活用にとどまらない、より積極的な取り組みも検討を期待したい。

保育指針に基づき、経験内容(子どもの姿)や保育士の配慮について、6か月未満、6か 月~1歳3か月未満、1歳3か月~2歳未満、2歳、3歳、4歳、5歳の月齢及び年齢区分にて 保育計画を策定している。一部に配慮内容が記述されていない部分があるものの、平成 |21年度改定の新保育所保育指針に対応する保育課程の策定に向けても、職員間で検 |討を行っている。新たに策定される保育課程が、新指針の趣旨をふまえ、地域の実態や 子どもや家庭の状況を考慮したものとなることが期待される。

評価結果をふまえた園のコメント

保育理念・保育目標は、園玄関事務所前に掲示するとともに、園のパンフレットやホームページ、 市作成の保育園案内に掲載し、保護者、地域の方々に「キッズエイドの考え方」や「保育目標」を 周知している。保護者・来園者・入園を目的に来園された方にはパンフレットをお渡ししたり、園 ホームページについてお知らせしているが、関係者や地域の方にもっと本園を知っていただく為 に、ホームページの内容を充実させたり、園入口付近に本園で取り組んでいる保育内容について掲 示するなど、地域の方に本園の考え方や保育について知って頂き、ご理解いただけるような取り組 みをしていきたいと考えている。職員に対しては、新人研修で保育理念・保育目標等を説明してい る。また、各年齢の年間指導計画の「園目標」で「保育理念」・「保育目標」を掲げ、これを基に 計画を各年齢に応じた指導計画を作成している。

保育計画について、平成21年度改定の保育所保育指針に対応するものとなるよう保育 計画の見直しを行った。2歳未満児については、個別指導計画を作成し、クラスでの各 月の目標と、それを達成するために、個々の発達を理解した上で、個別に応じた配慮 等が分かる物を作成中である。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

【Ⅰ−1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価

Ⅰ-1-(3) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。(2) 【判断基準】

- a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。
- c) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。
- d) 定期的な指導計画の評価を行っていない。

評価 h

Ⅰ-1-(4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。(45)

【判断基準】

- a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。
- b) —
- c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。
- d) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。

評価

Ⅰ-1-(5) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。(44)

【判断基準】

- a) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を 聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行ってい、結果が次回の計画に 反映されている。
- b) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を 聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。
- c) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から意見を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を 聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行って いない。
- d) 定例の会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

指導計画の種類として、年間指導計画、月次指導計画、週案を策定し、0・1歳児では個別の月次 指導計画を策定して、定期的評価として调案については调単位で、月次指導計画では月単位で |反省を行っている。ただし、その反省に基づいた次週や次月の計画策定や改定等といった点につ いては、週案や月次指導計画の記録や反省を、翌週や翌月の計画に資する記述内容にするよう |改善を期待したい。また週内で計画を変更した際には、赤ペン等で変更したことがわかる記述を しているクラスもあったので、今後はそのように計画を変更した記録に伴い、その後の実施状況 |がわかる記録の記述や、週案を変更したことによる月次指導計画の変更、またそれに伴う年間指 導計画の進捗管理といった点で、さらなる向上が期待される。

年3回、非常勤職員を含む全職員に「自己査定表」による各職員の自己評価と「職員査定表」によ る職員間の評価、及びそれをもとにした法人経営層と面談を行い、育成に活用している。「自己査 定表」には本人が記入する年度の達成目標とその達成度、自身の業務内容に対する自己評価、 法人の内部研修の受講や外部の研修・学会等への参加の実績などが記入され、経営層との面 談によって検証と確認を行う仕組みとしている。また園長・主任が日常的に保育現場で気づいた |点について保育士等に指導する他、園長が各クラスの保育の状況を点検し、職員会議の中で指 摘や全体への周知を図る取り組みも年間に複数回行っている。

主に毎週のリーダー会議、毎月の職員会議や各クラス会議において、各クラスの状況等 の報告とともに、保育実践に関する具体的な検討を行い、改善や職員間の理解共有を |図っている。保護者会等を通じて得られた保護者の意見・要望などは、主に年3回の運 |営協議委員会(法人・園代表・保護者代表・第三者・市こども福祉課から構成)を通じて 園に伝えられ、可能なことや園として必要性を認識するものについては改善に反映させ ている。

評価結果をふまえた園のコメント

保育計画に変更があった場合には、今まで通り赤ペンで修正し、変更した理由や、元 の計画をいつ実行するかを明記するようにした。週案の内容を変更した場合は、月案 や年間指導計画も赤ペンで変更事項を記入し、連続した保育計画となるよう反映させ ていく。

全職員対象の自己評価を行うことは、自己の評価と課題を見出すことに役立ってい る。また、法人経営層との面談を行う事で、各職員の目標達成度等が明確になり、職 員育成に活用している。毎週行っているリーダー会議、毎月の職員会議やクラス会議 等を通し、各クラスの状況等共通理解を深めるとともに保育実践に関する検討や、意 見交換を行ってい、クラスリーダーを通じ全職員の共通理解を図っている。連絡帳・ クラス懇談会・個人面談他、年3回行っている運営協議会等を通じて頂いた保護者の意 見・要望等は、職員には職員会議で、保護者には保護者会役員を通じて周知し、可能 なことや園として必要性を認識するものについては改善に努めている。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −2 保育のための環境

I-2-(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。(12)

【判断基準】

- ア 採光に配慮している。
- イ 換気に配慮している。
- ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折清掃し、不快なにおいがないようにしている。
- オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
- カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。

【総合判断基準】

a.よく整備されている。 b. 概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。

評価 a

I-2-(3) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。(13)

【判断基準】

- ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。【O~2歳児】
- イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。【O~1歳児】
- エ 食事のための空間が確保されている。
- オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。
- カ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。
- キ 屋外での活動の場が確保されている。

【総合判断基準】

a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。



Ⅰ-2-(4) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(23)

- ア 好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある。
- イ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。
- ウ 一人一人の子どもの要求に応えて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- エ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- オ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。



a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

北側に面している部屋は、大きな窓から外光が取り込めるようになっており、ロールカーテンや照明によって 調節している。換気は空調機や換気扇を稼働させ、一日3回程度は園内に外気が巡回するよう配慮してお り、今後は実施チェックによる確実性の担保を期待したい。各部屋に温湿計と加湿機を設置、職員間の話し 合いをもとで適切な管理に努め、今後に向けた明確な基準の設定やチェックのあり方の検討も始めている。 また手洗い場やトイレの清掃は掃除チェック表を活用、寝具消毒は業者委託により毎月行っている。屋外や 公園などの砂場は利用前に必ずチェックし、清潔状況やゴミ、たばこなどの異物除去を行うこととしており、 「安全点検チェックシート」にもチェック項目として明記されている。また室内遊具は、口に入れてしまうような 遊具や玩具は、毎日のアルコールや洗濯など期間や方法を「玩具などの消毒チェックシート」に定めて清潔 を保っている。さらに年3回の園内外の安全チェックを行い、保護者にも参加を募って一緒にチェックや改善 方法等を検討し、具体的に対応した内容の報告を保護者に対して行っている。

0歳児室には看護師が常駐し、散歩時には加配職員を同行させるなど、常に子どもの身近に職員が配置さ |れるよう努めている。0歳児では遊・食・寝のスペースを区分けし、子どもが落ち着いて活動や生活できるよう 配慮し、個別の睡眠等にも対応している。5歳児ではソファを置いて子どもが落ち着いて過ごすスペースを常 設するなどの工夫が見られた他、その他クラスでも状況に応じて落ち着いた雰囲気づくりに努めている。ま た近隣公園や児童センターなどを活用してほぼ毎日屋外遊びの時間を設け、その際に採取した季節の自然 物を使った製作や、季節をテーマにした子どもの作品や職員の手作り装飾などを展示して、室内にも季節感 を演出している。音楽や保育者の声については、できるだけ大きな声を出さずに話すことを職員に意識付け すべく園長が訓示しており、まだまだ進歩途上ではあるが、徐々に職員の言動が変わってきているとのこと である。3歳以上児の全クラスにピアノが設置され、リトミックやわらべ唄、童謡に取り組んでいるが、その際 は隣接するクラスへの影響がないようホールで行うなどの工夫をしている。

延長保育は18時からとなっており、18時に4歳児クラスの部屋で全年齢児が揃って食事(おやつ・軽食の テーブルを分けて)を摂るまでは、0歳児と3歳児はそれぞれのクラスで、1・2歳児と4・5歳児は17時から、そ れぞれ1歳児の部屋と5歳児の部屋で合同保育の形態で過ごし、18時30分を目安に5歳児の部屋に集まり、 |異年齢(0~5歳児)の集合保育の形態で過ごしている。子ども達が自由に過ごせるための配慮として、担任 保育士の配慮で他クラスから玩具や遊び道具を持ち寄っている。情報伝達のために毎朝の朝礼を行い情 報の共有を図り、また、早番ノート・遅番ノート(それぞれ乳児用、幼児用がある)に記載して職員に周知する とともに、保護者への情報の伝達漏れがないようにしている。

評価結果をふまえた園のコメント

保育園での生活時間が長い為、家庭的な雰囲気で過ごせるよう配慮している。北側に面している部屋は、窓が大きく光が取り込めるように なっており、一日中明るい。お昼寝をする時は、明るさをロールカーテンで調節している。建物の構造上、窓を開けて換気することが ないが、空調機や換気扇を稼働させたり、一日3回以上玄関の戸を開け、園内に外気が巡回するよう配慮している。また、各部屋に湿温計 を設置し、子どもの汗腺の発達を妨げない温度で過ごせるように配慮している。園内清掃、玩具の消毒等はチェックシートを活用し行って へる。また毎月業者による布団の消毒を行っている。公園などを利用する場合は、利用前に必ず安全を確認し、ゴミ、遺物などの除去を 行ってから遊ぶようにしている。0歳児室には看護師が常勤し、戸外遊び時は加配職員を配置する等、常に子どもの身近に職員を置できる よう努めている。0歳児は遊・食・寝のスペースを分け、一人ひとりの子どもの活動や生活を保障するように努めている。幼児クラスで は、手作りのままごとのテーブルや椅子を配置したり、ソファーを置いて自由に遊んだりくつろげる空間を作っている。園庭はないが、日 課として毎日近隣の公園や児童センターなどに行き、戸外遊びを楽しんでいる。戸外遊び時に拾ってきた事前物を利用し、制作や壁面など を子どもと一緒に作成し、季節感を味わえるようにしている。3歳以上児の保育室にはピアノを設置し、わらべ唄や季節の童謡などに取り 組んでいる。月3回外部講師によるリトミックや体操教室があり、年齢別に時間を設け参加している。

延長保育は18時からとなっている。18時に合同でおやつ・軽食を食べるまでは、0歳児、 3歳時はそれぞれのクラス単独で、1・2歳児と4・5歳児は17時よりそれぞれ1歳児、5歳児 の保育室に集まり合同保育を行っている。おやつ・軽食を食べた後は5歳児の保育室に集 まり、合同保育の形態をとっている。早番(6時45分から8時30分)と、遅番(延長保 育:18時から20時15分)の担当保育者はシフト制のため、保護者への情報伝達は、早 ■番・遅番ノート(それぞれ乳児・幼児用がある)に記載し、職員間の情報の共有化を図 り、保護者に伝達漏れがないように確認しながら行っている。全職員に周知が必要な情 報については、朝礼ノートや朝礼を通じ情報の共有化を図っている。

(発達援助の基本

Ⅰ-2 保育のための環境

I-2-(2) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。(52)

【判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルまたは確立された手順によって、概ね適切に実施されている。
- c)調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。
- d)調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施されておらず、そのためのマニュアルもない。

評価

a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

調理場には「大量調理施設衛生管理マニュアル(原材料受け入れ、下処理、過熱調理食品の加熱温度、二次感染防止等)」を整備して衛生管理に取り組んでいる。調理室・機器・器具等の清掃、洗浄・消毒は「清掃管理表(整理整頓、清掃、消毒・使用薬剤・方法・対象等)」に、調理に関わる職員は「個別衛生点検表(下痢・発熱、手指・顔面の傷・化膿創、爪、清潔等)」にそれぞれ基づき、日々衛生点検を行い、調理管理責任者の確認を受けている。また調理施設については、1ヶ月ごと・3ヶ月ごとの点検項目を定め、点検表に基づいて点検管理している。調理に関わる職員が感染源となるのを防ぐため、月2回腸内細菌検査を受けている。栄養士は給食室に常駐しており、調理管理責任者と連携して日々の衛生管理に対応している。

衛生管理については、マニュアル「保健・衛生・安全について」の中に整備し、保育士の日常的な配慮、実践事項(手洗い、消毒、清潔など)、園児の日常的な健康管理、生活習慣(つめ、手洗い、タオル)、などを定め、係る事項として環境衛生に使用する薬剤の特定、用途別用法を明示し、場所(保育室、トイレ、調乳室、沐浴設備等)、状況(汚物・吐物、おもらし等)に応じた消毒方法についても定め、職員に周知して実施している。トイレの清掃・消毒については衛生チェック表に基づき行い、プールの衛生管理に関しては、保健年間計画の中で定めて行っている。また保育士に衛生管理に関する事項の周知徹底を図るため、新規に採用された保育士は、看護師が指導する必須園内研修を受講する仕組みがある。

さらに衛生管理の目的を特化した、「手洗いマニュアル」「調乳室衛生管理マニュアル」「給食衛生管理マニュアル」「食中毒衛生管理マニュアル」があり、それぞれの衛生管理の内容について定め、関係職員に周知して実施している。衛生管理に関するマニュアルの新規作成、見直し等は、職員で編成する保健衛生部が必要に応じて行っている。

評価結果をふまえた園のコメント

調理室には「大量調理衛生管理マニュアル」があり、原材料受け入れ、下処理、加熱 調理食品の加熱温度などマニュアルに沿って衛生管理に取り組んでいる。調理室・調 理器具などの清掃・消毒等は「清掃管理表」に、調理にかかわる職員の健康に関して は「個別衛生点検表」に基づき日々衛生点検を行い、調理管理責任者の確認を受けて いる。調理施設についても点検項目を定め、点検表に基づき点検管理している。ま た、調理にかかわる職員は、月2回腸内細菌検査を受け、感染源になる事を防いでい る。栄養士は調理室に常勤し、調理管理責任者と連携して日々の衛生管理を行ってい る。

衛生管理については「保健・衛生・安全について」のマニュアルの中で日常的な配慮や健康管理・生活習慣についてや用途別薬剤の使用方法や清掃・消毒の方法等について定めており、新人研修や職員会議等で職員に周知し、これに従って実施している。清掃、汚物・吐しゃ物などの消毒方法等については、清掃道具等を設置してある場所にも清掃・消毒の方法や薬剤使用について説明と注意事項を掲示している。また、「手洗いマニュアル」「調乳室衛生管理マニュアル」「給食衛生管理マニュアル」「食中毒衛生管理マニュアル」を整備、実施している。衛生管理に関する各種マニュアルは保健衛生部が中心となり定期的に見直し修正している。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −2 保育のための環境

I-2-(5) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。(16)

【判断基準】

- ア 子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。
- イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。
- エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。

【総合判断基準】

a.環境がよく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。

評価

Ⅰ-2-(6) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。(18)

【判断基準】

- ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。
- イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。
- ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。
- エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。
- オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- カ 絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.どちらかといえば配慮されている。c. 配慮が不十分である。 d配慮されていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

子どもの自発的な活動のための環境として、各クラスでの検討によって発達段階に適した玩具のあり方を研 究して玩具を購入、設置している。原則として、玩具は子どもの手の届く位置に置かれ、3歳児未満では保育 士の働きかけにより玩具を選んで出し、3歳以上児になると個人のお道具箱をもって、自由遊びの時間には それを取り出して遊べるようになっている。自由遊びやコーナーづくりは、「保育の1日の流れ」という保育日 課の中で自由遊びの時間を設け、状況に応じて子どもの遊びの選択や緩やかなコーナー設定を保育士が 「行い、遊びの選択や展開をできるよう配慮している。生活習慣の確立については、3歳以上児では、外から 帰って来てからの手洗いやうがいが習慣化しており、自発的に行動する姿が見られた他、戸外遊びへの準 |備やトイレなどへ自発的に動く姿が見られ、日常的に生活習慣を子どもが体験から学んでいることが推察さ

さまざまな表現活動として、日常的な手遊びやわらべ唄、童謡に毎月計画を策定し、また楽器遊 びにも計画的に取り組み、子どもたちが自然に歌や遊びを楽しむ姿が観察された。3歳以上児に なると個人のお道具箱を持ち、自由遊びの時間にはそれを取り出して色や素材を自由に選んで |遊び、作った作品などは、クラスによって工夫した展示が行われている。その他、体を使った表現 |活動として月3回外部講師を招いてリトミックに取り組み、同じく月3回程度の体操教室にも取り組 |んでいる。また年間指導計画にて、絵本や紙芝居への取り組みを計画したり、年長児は習字に取 り組んで日本文化や文字表現の体験、および就学態度の形成や精神的安定に取り組むなどの 特色が見られた。

評価結果をふまえた園のコメント

子どもの発達段階に応じた玩具について職員で検討し、購入・設置している。また、職員手作りの ままごとセットなどを設置し、自由遊びに生かしている。基本的に玩具は子どもの手の届くところ にあり、乳児は保育士の働きかけにより玩具を出して使用するが、幼児クラスはいつでも子どもが 自由に取り出せるようになっている。幼児クラスは共有の玩具以外に個人の道具箱があり、自由遊 び時にそこから粘土やクレヨン・はさみ等を取り出して保育士に見守られながら遊べる。施設の構 造上常時コーナーを設定できないが、自由遊び時にはコーナーを設定し子どもが好きな遊びを選択 出来るようにしている。手洗いや排泄は習慣になっており、戸外遊びの前後や戸外から帰って来た 一時に自発的に行っている。特に排泄は、子どもの意志を聞き行かせるようにしている。

年齢に応じた手遊びやわらべ唄、童謡を計画的に取り入れている他、外部講師を招いて リトミックや体操教室に取り組み、自由な表現活動を楽しんでいる。絵本や紙芝居の読 み聞かせを計画的に取り入れている。年長児は、習字に取り組み、日本の文化や精神、 文字の表現を体験した。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-3 保育サービス(ベーシック)

I-3-(1) 身近な自然や社会と関われるような取り組みがされている。(17)

【判断基準】

- ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。
- ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。
- エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。

【総合判断基準】

a.よく取り組みがなされている。 b.概ね取り組みがなされている。 c. 取り組みが不十分である。 d.取り組みがなされていない。

(ア・イについては地域性を考慮し、施設の状況に応じた取り組みがなされていれば可とする)



I-3-(2) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。(19)

【判断基準】

- ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助してい
- ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。
- オ 異年齢の子どもの交流が行われている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。



評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

身近な自然や社会との関わりとして、日常的に散歩に出かけ、拾ってきた落ち葉や木の実を製作 等に活用している他、カブトムシ、ダンゴムシ等昆虫の飼育や花壇の草むしり、梅雨の雨上がりを |利用した泥んこ遊びなどに取り組んでいる。地域交流として、高齢者施設への訪問による交流を |行い、勤労感謝に日にちなんで、駅前交番や消防署を訪問してプレゼントを渡す体験も行ってい る。イモ掘りには路線バスに乗って出かけたり、お別れ遠足では電車に乗って出かけたりするな |ど、公共交通機関を利用する体験も行う他、図書館を利用して本を借りたり、図書館で過ごしたり する体験や、児童センターに出かけて、センター内のままごとコーナーや遊具を借りて遊び、近隣 地域から遊びに来ている子どもとの自然な形での交流も体験している。

人間関係が育つ取り組みとして、年間指導計画での人間関係について計画を策定し、表現や言 葉が未熟な子ども同士であれば、気持ちの代弁などによって保育士がコミュニケーションを支援 し、くすぐりっこ(うたあそび)を保育士と子どもとでした後、子ども同士で楽しめるよう配慮するな ど、ふれ合い遊びにも取り組んでいる。クラス会議においても、子どもの同士の関わりを促す方策 等について検討し、ルールのある遊びを通して体験的に学んだり、お当番活動を通じ、役に立っ |た喜びやルールを率先して守ることで誉められる体験をしたりするなどの工夫がなされている。異 年齢交流としては、年長児の「小さい子のお世話」活動や「異年齢交流の日」に取り組み、日常的 な隣接クラスとのお散歩や、運動会での合同競技などに取り組んでいる。

評価結果をふまえた園のコメント

大規模マンションの中の保育園という立地条件に恵まれ、徒歩30分以内に図書館・公園・児童セン ターなどの公共施設があり、日常的に散歩に出かけ、色々な施設を利用させて頂いている。虫や草 花の観察をしたり、梅雨の雨の中の散歩や泥んこ遊び、拾ってきた自然物を利用した制作、昆虫の 飼育や屋上庭園の草むしりなどを体験した。地域交流として、高齢者施設を訪問したり、勤労感謝 の日にちなんで消防署や保育園のあるマンションの管理センターや駅前交番等を訪問し、プレゼン トを渡す体験をした。芋掘りでは、4,5歳児が路線バスを利用して出かけたり、5歳児のお別れ遠足 では電車に乗って出掛ける体験をした一般施設を利用する際の社会ルールを知り、守る事の意味や 大切さを生活しながら自然に学んでいる。

年齢や子どもの状況により見守ったり必要に応じて子どもの気持ちの代弁したり、仲 立ちをしながら、子ども同士が楽しく遊べるよう配慮している。当番活動を通じ人の 役に立つことの喜びや感謝の気持ちを育てたり、異年齢児交流に取り組み疑似兄弟体 験が味わえる取り組みを行っている。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-3 保育サービス(ベーシック)

Ⅰ-3-(3) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう 配慮している。(20)

【判断基準】

- ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう 努めている。
- エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。
- オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価

Ⅰ-3-(4) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。(21)

【判断基準】

- ア 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための配慮について、マ ニュアルや会議などを通じ、職員間での意思統一が図られている。
- イ 子どもの態度や服装、遊び方などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え 付けないよう配慮している。
- エ 職業について、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配 慮している。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

権利擁護という観点での研修などへの参加は行っていないが、子どもへの言葉かけについて、「園児や保 護者へのより良い言葉かけ」に職員が参加して、一人ひとりの子どもを尊重するという見地から、丁寧なコ ミュニケーションの大切さを学んでいる。異文化圏から入園してきた子ども(外国籍)に対し、食事について宗 教的な配慮が必要であり個別対応したが、その子どもの母国文化について子どもに話すことで、個別配慮 に違和感がないよう配慮するなど、週案の記録に配慮の状況が記述されており、担任保育士が子ども同士 の関係を観察しながら、保育士から積極的にコミュニケーションをとる様子などが記録等から推察された。今 後は、異文化圏から来た子どもや障がいなど権利擁護の配慮を要する子どもについては、個別に必要とす る配慮が明確に把握されるよう、計画等への表記が望まれる。

|性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けない配慮として、園長 がジェンダーフリーなどの研修で学んだ経験があり、会議等でも話題とされ、職員間の 意識共有にも取り組まれている。また園長は職員への日常的な助言を行って意識統一 |に努めている。現場での具体的な対応としては、出席簿は生まれ月順にするなどの配慮 が見られた。今後は研修などで職員が直接研鑽できる機会を設けることが期待される。

評価結果をふまえた園のコメント

子どもの名は敬称で呼び、園児や保護者に対して丁寧な言葉づかいをするよう職員に 周知している。食事に宗教的な配慮が必要な外国籍の子どもに対し、その子どもの母 国文化についてどのようにクラスの子ども達に説明するか等をクラス会議で話し合 |い、リーダー会議等で周知している。配慮を要する子どもについて、今まで週案に記 録するだけだったので、個別に記録簿を作成する。

性差については研修に参加し、職員間の意識を統一していきたい。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-3 保育サービス(ベーシック)

I −3−(5) 食事を楽しむことができる工夫をしている。(11)

【判断基準】

- ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ 食器の材質や形などに配慮している。
- ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- エー子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- キ おやつは、手作りを心がけている。 ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れてい
- ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。
- コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

【総合判断基準】a.よく工夫をしている。 b.概ね工夫をしている。 c. 工夫はしているが、不十分であ る。 d. 工夫をしていない。

(コについては、地域性により実施が困難である場合は、不適合であってもカウントする必要はない)



a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

食事を楽しむ工夫として、食事のスペースを区分したり設定したりして環境を整える他、職員が専 用のエプロンと三角巾を着用し、調理職員が各部屋に配膳をして回って子どもと会話などを楽し み、子どもが食事に向けて期待を持てる雰囲気づくりを行っている。また栄養士がクラスを巡回し て、子どもの様子や摂食量、嗜好や食欲などの観察を行っている。クラス担任が検食表を活用し て子どもの喫食状況の把握や職員の意見を表記し、2週サイクル献立の2回目には、より色どり や味付けなどに工夫している。保護者への情報提供として、当日の献立のサンプル(実物)を展 示するとともに、「献立実施報告書」として予定献立と実施献立の比較表と、提供した実物の写真 を展示するなど、親子で給食の話題が膨らむよう工夫している。

食器は強化磁器を使用し、主食・副菜・汁物ごとに食器を使い分けて盛り分けている他、子どもが完食でき る量の調整を行い、達成感を感じることができる配慮を行うと同時に、お替わりを用意して子どもの食欲に 対応できるよう配慮している。その他、2歳児以上のクラスでは職員が一緒に食べることで食べ方の手本を 示し、テーブルやいすは子どもの体格に配慮して高さの異なるいすを使用している。また食育の取り組みと して、屋上庭園で野菜を栽培して収穫し、調理してもらって食べたり、3歳以上児では年7回程度のミニクッキ ングを実施し、食材に触れて皮をむく体験や、調理器具などを使っての調理体験などに取り組んでいる。さ らにお当番活動として給食の配膳を行い、お替わりの際は自分で量を調節して食器に盛る体験も行い、伝 統行事や慣例行事では、その行事にちなんだメニューが出され、子どもたちが楽しめるよう配慮されている。

評価結果をふまえた園のコメント

食事の取組として、食事のスペースを設定する、職員が食事用エプロンや三角巾を付 けて配膳・援助する、子どもに合わせた食事量の調節をする、栄養士や調理師が各保 育室に配膳し子どもと子どもや保育者と会話をしながら喫食状況や嗜好を把握する、 保育者が記入する検食表を参考に2週サイクル献立の2週目の味付け、色彩等に生かす など工夫している。保護者には事務所前に献立表の掲示とサンプルを置き、親子で給 食の会話が出来るようにしている。また、提供した日々の給食の写真を展示してい る。

食器具は強化磁器を使用し、主食、汁物、副菜を別々に盛り付けている。楽しんで食 事が出来るよう食事量は子どもによって調節し、おかわりも用意し、子どもの食欲に 配慮している。2歳児以上は、担任が一緒に食事をする事で、食器具の使用について、 食べ方の見本を示したり、楽しく会話をしながら食事が出来るようにしている。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-4 保育サービス(オプショナル)

Ⅰ-4-(1) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(22)

【判断基準】

- ア 授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませ ている。
- イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。
- ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。
- オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- カ 喃語には、ゆったりとやさしく応えている。
- キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。
- ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。
- コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。



a

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

Ⅰ-4-(2) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(24)

【判断基準】

- ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。
- イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。
- ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。
- エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。
- キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。 (評価実施時点において当該施設に障害児がいない、もしくは入所の見込みがない場合は評価を行わ ず、その旨付記する)



評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

乳児保育は担当保育士(うち1名は看護師)が決められており、クラス会議で話し合い、個別配慮 を織り込んだ月次の指導計画(基本的生活習慣・活動・歌や手遊び・季節によって流行する疾病 などに対する具体的な配慮・散歩や戸外遊びなど)を策定して、個々の発達状況、体調、気候に 合わせて適宜調節しながら保育を行っている。日々の個別の生活状況(睡眠・ミルク・食事・排 泄・検温等)は「デイリー個別記録」に記録し、子ども一人ひとりの状況がわかるようになってい る。環境への配慮として「寝る」「遊ぶ」「食べる」の場所を使い分ける工夫が行われ、家具やパー ティションなどで室内を区分して使用している。また保護者が入れる部分を区分して感染症や清 潔への配慮を行っている。

|離乳食については、個別に担任と保護者が生活状況を記録した連絡帳、送迎時の会話 等で進捗状況を相互に確認・理解しながら段階を進めている。また、担任は個別の段階 |に応じた離乳食を確実に提供するために給食室への連絡を緊密にしている。体調不良 |時にはおかゆ等を提供するなどの配慮も行っている。午睡時は常に保育士が見守り、寝 返りのできない乳児への配慮を行うとともに、SIDS対策として個別に呼吸チェックを行 い、「睡眠チェック表」(0歳児は15分ごと・1歳児は20分ごと)に記録している。

育成児が在園していないため、育成児についての取組み事例はないが、育成児を受け入れられ る体制整備を図ることを目的に担当を決め、市内公私立保育園合同の研究会「育成保育担当者 会議」に参加して事例研究、保育現場見学、識者講演受講等を行い、報告書を作成するとともに 職員会議で報告し、園としての共有化を図っている。保護者から相談があった場合は、支援セン ター事業として取組んでいる発達心理学の専門家による「相談コーナー」を紹介している。また市 ┃が年2回実施する巡回相談による専門家の助言・指導についても、配慮が必要な子に対して行わ れるなど、専門機関との連携も図る体制が整えられている。

評価結果をふまえた園のコメント

乳児保育について、保育者のうち1名は看護師を配置し、保育の内容や配慮などはクラ ス会議で話し合い、個々の発達状況や健康、気候等を配慮し個別に作成した月案に基 づき適宜調整しながら行っている。1日の生活状況は、「デイリー個別記録」に、ま た、SIDS対策として0~2歳児は時間を決め「睡眠チェック表」に記録し、一人ひ とりの生活リズムに合わせた保育を心がけている。保育室は寝る、食べる、遊ぶ場所 が分かれて確保されており、個々の生活リズムを保障する配慮をしている。保護者が 入れるスペースを区分し、感染症対策や遊びを邪魔しないよう配慮をしている。

育成保育については、現在まで対象児が在園しないため、取り組みはないが、市内保 育園の育成会議に出席し、必要に応じ対応できる体制を整えておく配慮をしている。 保護者から相談があった場合は、併設する支援センター事業として発達心理学の専門 家による「育児相談」を紹介している。配慮が必要な子には市が年2回実施している 「巡回相談」を利用するなど、専門機関との連携が取れる体制を整えている。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −5 −人−人の子どもへの理解・配慮

I-5-(1) -人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。(3)

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。
- b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。
- c) 子どもの発達状況の把握に努めているが、それに配慮した指導計画となっていない。
- d) 子どもの発達状況の把握に努めていない。

評価 h

Ⅰ-5-(2) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの 子どもに関係する全職員に周知されている。(4)

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。
- c) 一人一人の子どもの記録があるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。
- d) 一人一人の子どもの記録がない。

評価

Ⅰ −5−(3) −人−人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議 を定期的かつ必要に応じて開催している。(5)

- a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。
- d) ケース会議を開催していない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

- 人ひとりの子どもの発達状況に配慮した指導計画として、0歳児と1歳児では月次の個別の指 導計画を策定し、一人ひとりについて「安全健康欲求+配慮」「食事+配慮」「排せつ+配慮」「睡 |眠+配慮」「保健衛生+配慮」「遊び+配慮」「その他+配慮」「反省」を記述して、保育において |配慮が行き届くよう工夫している。今後は、2歳児の個別計画についても同様に策定されるよう期 待する。また、これら個別の指導計画に関しては月次の「反省」が記録されているが、その記述内 |容から個別の保育課題を読み出し、翌月の指導計画に反映できるよう記述内容等のあり方につ いて検討する余地がある。3歳以上児については、クラス集団としての月次指導計画において、 個別に配慮を要する子どもへの配慮を明記することが求められる。

-人ひとりの子どもの発達状況については、児童票に0歳児は毎月・食事・体力・遊び等を、1歳 児は2ヶ月ごとに健康・午睡・遊び・排泄・食事等を、2歳児以上は3ヶ月ごとに基本的生活習慣(食 事・排泄・着脱・清潔等)、運動機能、人との関わり(言語・遊び等)等を、担任が個人別にそれぞ れの項目ごとに記録している。個別の状況については、0·1歳児は日々の状況を「個人日誌」に |記録して個別指導計画に反映し、2歳児以上は発達状況等について特記事項がある場合は週案 |に記録して、月間指導計画に個別配慮として反映している。いずれの記録も、児童票記入時の資 料として活用している。記録・文書は関わる職員全員が閲覧でき、事務室の施錠できる書庫に保 管している。

何らかの理由で特別に配慮を必要とする子ども(育成児を除く)への対応については、毎 |月のケース会議(園長、主任、クラスリーダー)を開き、個別に配慮した計画を策定して 行っている。内容は記録し、職員会議で周知を図っている。対応にあたっては、園長が |窓口となって、市の子ども福祉課、児童相談所等と連携して行っている。またケースの状 況や深刻さをふまえ、職員への周知についても配慮している。

評価結果をふまえた園のコメント

一人ひとりの子どもの発達状況に配慮した指導計画として0.1歳児は個別の指導計画 (月案)を作成している。内容を見直し、改定「保育所保育指針」を踏まえたものに なるよう策定した。今後は2歳児も同様の個別月案を使用し、一人ひとりの子どもの発 達過程に応じた配慮が行き届くようにする。月案の反省が翌月の月案に反映され保育 内容や配慮が連続したものになるよう指導していきたい。3歳以上児の月案について は、個別に配慮を要する子どもへの配慮について明記するように指導していく。

一人ひとりの子どもの発達状況については、担任が児童票に基本的生活習慣・人間関 係・ことば・健康・環境・表現などの項目について、0歳児は毎月、1歳児は2カ月ごと に、2歳児以上は3カ月ごとに記入している。個別の状況は、0、1歳児は日々記入して ┃いる「個人日誌」をもとに、2歳児以上は、特記事項のある子どもについて週案に記録 し月案の評価反省に反映し、児童票記入時の資料としている。記録文書については、 事務所の書庫に施錠し保管しているが、職員はいつでも閲覧することが出来る。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −5 一人一人の子どもへの理解・配慮

I-5-(4) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。(14)

【判断基準】

- ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。
- イ「早くしなさい」とせかす言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにし
- ウ 子どもの質問に対して、可能な限りその場で対応するよう努めている。
- エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。
- オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしてい
- カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、 抱いたり、やさしく声をかけたりしている。



【総合判断基準】

a.子どもをよく受容しようと努めている。b.概ね子どもを受容しようと努めている。c.子どもを受容しようと |する努力が不十分である。d.子どもを受容しようと努めていない。

Ⅰ-5-(5) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応してい る。(15)

【判断基準】

- ア 可能な限り、トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるように している。
- イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- ウ 可能な限り、衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする 子どもの気持ちを大切にしている。
- エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。
- オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮 している。
- カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしてい
- キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。

【総合判断基準】

- a.一人一人の子どもの状況に応じてよく対応している。
- b.一人一人の子どもの状況に応じ、概ねよく対応している。
- c.一人一人の子どもの状況に応じた対応が不十分である。
- d.一人一人の子どもの状況に応じた対応をしていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようとする取り組みについては、入園に際して保護者と の面談等で子どもに関する情報を収集し、子どもの様子を観察、記録しながら欲求や不安に応え る対応をしている。また、0~1歳児においては個別の月次指導計画を策定し、「園児や保護者へ |のより良い言葉かけ」に職員が参加して、一人ひとりの子どもを尊重するという見地から、丁寧な コミュニケーションの大切さを学ぶなどの取り組みや、失敗を責めずに成功体験を促すことに意 |識を置いた職員の記録があり、受容に努める取り組みや工夫が見られた。今後はさらなる向上へ の取り組みとして、子どもを受容するための言葉遣いの研究や、保育場面を想定したケース会議 などの取り組みを期待したい。

0歳児では無理なく本人の意思を確認する配慮をしながら、職員が余裕を持って関われるよう2名くらいずつ 声をかけ、トイレへ誘導するといった工夫が観察された。4~5歳児では一斉にトイレの時間などを設けるの ではなく、声をかけながら子どもの自発的な行動を促し、外出前や帰園後に自らトイレに行く園児の姿も観 察された。おもらしなどは素早く対処できる衛生用品の用意を行い、職員があわてず対応できるよう工夫し て、子どもの衣服をその場で脱がせるようなことはせず、羞恥心に配慮してトイレなどで個別に対応するよう にしており、また、プール後の更衣や午睡時の排泄では、子どもが集団等の前で衣服の着脱をしないで済 むよう、保育士が配慮を行っているとのことであった。また衣服の着脱時には、子どもが自信を持てるよう、 支援し過ぎないよう配慮しているとのことだが、職員全体でそのような子どもへの配慮を具体的に検討また は研鑚する機会をもつことを期待する。

その他、子どもの体調、体力、状況に応じて午前中から睡眠がとれる配慮を行い、子どもの寝つ きの段階では、職員がそばについて不安な気持ちなどに応答できるよう配慮するとともに、0歳児 から2歳児まで午睡状態のチェックを「午睡チェック表」に記録している。眠くない子は横になって 休息するよう促し、年長児は運動会後を目安に午睡時間を徐々に短縮していき、年末年始辺りを 目処に、週1日の午睡または休息という形に変更している。午睡をしなくなった時間は、ドッジボー ル大会の練習や図書館利用など、年長児ならではの活動を行っている。

評価結果をふまえた園のコメント

子ども一人ひとりへの理解を深める取り組みとして、入園前の個人面談等で情報を収 集したものを基に、保育をする中でお互いの不安や疑問等を出し合い子どもにとって 保育園が早く安心できる場所になるよう環境を整えていくよう努めている。保育環境 の中で大切にしたい言葉遣いについて、園内研修などで取り組んでいきたい。

排泄について、3歳以上児は声かけはするが、年齢や状況により可能な限り子どもの意 志を尊重し、個別にトイレに行かせるようにしている。0~2歳児は、保育者が子ども に排泄の意志を確認し、余裕を持って関われる人数を誘導しながらトイレに連れて行 くようにしている。お漏らしや2歳児未満の午睡前後の排泄時はその場で脱がしたりパ ンツ姿で移動させず、着替えを持ったり(お漏らし時)ズボンをはかせて(午睡後の 排泄時))トイレに誘導し、人目に触れない所で着替えが出来るよう配慮している。 また、プール後は、子どもが衣服を着脱しないで保育室まで移動することがないよ う、タオルを巻いて移動するよう配慮している。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-1 子どもの健康・安全管理

Ⅲ−1−(1) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態 に応じて実施している。(6)

【判断基準】

- a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。
- d) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。

評価

Ⅱ-1-(2) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。(7)

【判断基準】

- a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- c) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- d) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

評価

Ⅱ-1-(3) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に 連絡している。(8)

- a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡して いる。
- c) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュア ルなどはない。
- d) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。

評価

Ⅱ-1-(4) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を 行っている。(9)

- a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行ってい る。
- b) —
- d) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていな い。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

「保健衛生管理マニュアル」が整備されており、日々の健康状態の確認は、保育士による登園時 の視診、保護者からの口頭連絡、連絡帳により行い、必要に応じて「早番ノート」に記録して毎朝 |の朝礼で職員に周知し、熱や気になる症状等があった場合は、担任がクラスの保健日誌に記録 し、看護師が全クラスの保健日誌に目を通し巡回して状況を把握している。体調変化やケガ等の 際は、必要に応じて担任から保護者に連絡を取っている。また園全体の保健については看護師 |が「保健室管理日誌」に記録して全体状況を把握している。薬については、医師の処方薬に限 り、1回分を保護者から「お薬カード」と薬をセットにして預かり、保育士が時間に合わせて対応し ている。

入園時に保護者から提供を受けた出生時や発達の状況、体質、あるいは面談で得た健康に関す る情報を「健康記録」に記録し、入園後の健康状態の記録とあわせて個別の健康管理を一貫して |行っている。健康上の配慮が必要な子どもの情報(アレルギー等)は、個別の状況、対応内容ご とに、クラス会議、職員会議を通じて全職員に周知し、日常の保育に反映対応している。内科健 診を0歳児は月1回、1歳児以上は年2回、全年齢児を対象に歯科検診を年1回、ぎょう虫検査を年 2回、身体測定を月1回実施し、結果は実施のつど看護師が「健康記録」に記録するとともに、「健 康診断結果報告」に記入して保護者に情報を提供している。

感染症対策は「保健・衛生・安全について」で、日常的な感染予防のための衛生管理方法を定 め、職員会議で全職員に周知し、保護者には「入園のしおり」で感染症に関する出席停止基準、 罹患したときの手続基準等を明示して説明、了承を得てともに実施している。発生時には全職員 に周知を図るとともに、保護者には玄関の掲示物、送迎時の口頭連絡等で伝えている。アレル ギー対応は、医師に指示書に基づき実施している。食物アレルギーには、個別に「給食個別対応 申請書」「除去食希望申請書」等によって対応内容を把握して除去食を提供している。給食時に は、園児のそばには必ず保育士が付き添い、誤食がないよう特に配慮している。原因変化、改善 等があった場合も医師の指示書に基づき、所定の申請文書内容に従い対応している。

評価結果をふまえた園のコメント

子どもの健康管理は、「保健衛生管理マニュアル」を整備し、当園時の視診、保護者 からの連絡を必要により「早番ノート」に記録して職員に周知している。また、熱や 怪我、気になる状況があった場合には「保健日誌」に記入、看護師は「保健日誌」を 見て各クラスを巡回し状況を把握している。体調の変化やけがなどの場合の連絡は担 任が保護者に連絡をとっている。看護師は各クラスの「保健日誌」を「保健室管理日 誌」に記入し、園内の状況を把握している。

看護師は、入園児に保護者から情報を受けた子どもの出生児や発達状況、体質やアレルギー、予防接種の状況 等を「健康記録」に記入し、保育園で行う身体測定の記録と内科健診等の結果を追加しながら記入し子どもの 健康管理を一貫して行いその記録を保管している。身体測定、内科健診、歯科健診等の結果は、「健康診断結 果報告」に記入し保護者に情報を周知している。感染対策については、「保健・衛生・安全について」のマ ニュアルで、感染予防のための項目を設け、職員会議等で全職員に周知している。保護者には入園のしおりで 感染症に関する事項を記載し、入園説明会において口頭で説明し周知している。感染症が発生した場合には、 事務所前の掲示と保育者から口頭にて保護者に周知している。食物アレルギーは、医師の指示書と共に個別に 「給食個別対応申請書」「除去食希望申請書」等の書類を提出して頂き、除去食を実施している。定期的に検 査を受けて頂き、改善が見られた場合は医師の指示書に基づき除去食を解除している。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-1 子どもの健康・安全管理

|Ⅱ−1−(5) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。(50)

【判断基準】

- a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- c)事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。
- d)事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。

評価

Ⅱ-1-(6) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。(51)

【判断基準】

- a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- d)事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。

評価

評価

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

「危機管理マニュアル」で、災害の種類や範囲と個々の対応、不審者・異常者等への対応等を定 めている。避難訓練を「年間避難訓練計画」に基づき、毎月訓練内容(火災・地震・台風・防犯)を |変え、全職員が参加して実施している。訓練には年1回、消防署による煙体験、警察署による防 |犯指導、保護者による引き取り訓練(防災の日)を織り込んでいる。毎回の訓練の後には、回覧 |記入方式で全職員から反省事項を収集し、リーダー会議で反省事項を集約して訓練を見直し、記 |録するとともに、次回の訓練に反映させている。事故については、氏名・発生日時・場所・内容等 |を「事故報告書」に記録するとともに、職員会議に報告して共有化を図り、再発防止に取り組んで いる。

安全点検委員会(職員と保護者会委員で編成)が、「安全点検チェックリスト」に基づき、年3回定 期点検(園内を2回、隣接公園・散歩コースを1回)を行い、改善対策を要する事項を報告書にまと めている。この報告書に基づく改善結果は、全職員には職員会議を通じて、保護者には事務室 |前に文書を提示して、それぞれ周知を図っている。また、日々の施設設備についての点検は、園 |の定める内容に従って、早番職員が毎朝行っている。散歩時には、事前に「お散歩チェックシー |ト・外出報告書|にクラス・リーダー・職員・行先・時間・園児数・携帯電話番号等を記入することに しており、行動状況を明確にするとともに、緊急時の連絡先を確保している。

併設する子育て支援センターが事業として開催する講座(7講座)の中の保育講座のう ち、事故防止対策を含むリスクマネジメントに関する講座を、年3回(平成20年度は、6・ 11・2月)、園内研修として全職員が受講している。また平成20年度は市が開催した危機 管理に関する研修にも全職員が参加した。

評価結果をふまえた園のコメント

「危機管理マニュアル」を整備し、災害の種類・個々の対応・不審者等への対応等を定 めている。避難訓練は「年間避難訓練計画」に基づき毎月火災・地震・台風等訓練内容 を変えて実施、9月1日防災の日には、保護者に協力を依頼し、市内保育園一斉の引き取 り訓練に参加している。消防署立会訓練を年2回実施、平成20年度は3歳児以上が煙体験 を行った。また、警察署による防犯指導を実施した。各訓練後には全クラスから反省事 項を出してもらい、次回の訓練に反映している。事故が起こった場合には、「事故報告 書」に記録し、その内容を全職員に報告し、再発防止に取り組んでいる。

保護者有志と園職員による安全点検委員会を年3回実施、「安全点検チェックシート」 を利用し園内外の危険がないか点検し、改善が必要な事項について報告書をまとめ、 職員には職員会議で、保護者には事務室前に報告書を提示して周知を図っている。併 設する支援センター事業で開催された保育講座の中の「リスクマネジメント」を園内 研修として全職員が受講、また、平成20年度和光市が開催した「危機管理セミナー」 も全職員が受講した。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-1 子どもの健康・安全管理

Ⅱ −1−(7) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで 届く体制になっている。(28)

【判断基準】

- a) 虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。
- c) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。
- d) 虐待などの早期発見に努めていない。

評価

Ⅱ-1-(8) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係 機関に照会、通告を行う体制が整っている。(29)

- a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機 関に照会、通告を行う体制が整っている。

- d) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機 関に照会、通告を行う体制が整っていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

市が作成した「こども虐待防止手引き」を事務室に置き、職員が常時閲覧できるようにし ている。同手引きは児童福祉関係者向けの手引書で、虐待の種類や発見時、または市 民からの相談時の対応などが記載されている。職員には閲覧確認の押印を課した回覧 によって周知を図っている。別に県作成の資料をもとにマニュアルを作成しており、その 周知や職員の研鑽に向け、複数職員が各自でマニュアルを精読し、職員参画の場で発 表しあう取り組みを企画中とのことである。

|虐待の疑いが発見された場合、発見者からクラスリーダー、看護師、園長を経て理事長 |に報告され、理事長から市こども福祉課に連絡する仕組みとなっており、その流れは文| 書化され、上記の市マニュアルに添付されている。事案の経過は園長・主任・担任と市こ |ども福祉課が連携して対応し、必要に応じて専門機関の協力を得ることも可能な体制が 整っている。

評価結果をふまえた園のコメント

市が作成した「子ども虐待防止手引き」を事務所に置き、職員が常時閲覧できるよう になっている。また、県が作成した資料を基にマニュアルを作成している。

虐待が疑われる子どもを発見した時の連絡方法等について、発見者からクラスリー ダー、看護師、主任、施設長を経て理事長に報告し、理事長から市子ども福祉課に連 絡する仕組みが制定されており、全職員に周知している。事案の経過は施設長・主 任・担任と市子ども福祉課が連携して対応し、必要に応じ専門機関の協力を得る事も 可能な体制が整っている。個人情報に関わる為、周知する職員は事案により異なる。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション

Ⅱ-2-(1) 情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。(48)

【判断基準】

- ア 園だより、クラスだより等を配布している。
- イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。
- ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。
- エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるよう にしている。
- オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。
- カ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。
- キ 提供された情報は、園の理念・方針や運営状況、サービス内容やその提供状況を適正に伝えるも のとなっている。

【総合判断基準】a.情報提供をよく行っている。 b.情報提供を概ねよく行っている。 c.情報提供をあま りよく行っていない。 d.情報提供を行っていない。



Ⅱ-2-(2) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。(25)

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に 応じたり個別面談などを行ったりしている。
- c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、相談や個別面談に は応じていない。
- d) 一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。

評価

Ⅱ-2-(3) 日々の給食の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者 に知らせている。(10)

- a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。
- c) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。
- d) 日々の献立を保護者に示していない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

見学希望者等には、園の考え方、保育目標、定員、保育時間、事業などを多色刷り、イラスト入り で分かりやすく伝わるよう配慮したパンフレットを提供する他、ホームページでも伝えている。保護 者には、入園説明会時に「入園のしおり」で、前記の事項に健康管理・持ち物・手続き事項・苦情 |相談等加えた詳細な情報を提供し、入園後は毎月の園便り・クラス便り、献立表、季節ごとの保| 健便りなどで情報を提供している。またクラス内に日々の活動状況を、玄関ホールに保育理念・ 目標、職員紹介、給食サンプル・献立表、感染症情報、不審者情報、苦情受付担当者・第三者委 員等を掲示して伝えている。園外には「あそぼう会」のポスターを掲示している。園の運営状況等 の情報開示については、年3回の「運営協議委員会」で行っている。

連絡帳は全年齢で使用しており、0~2歳用については園所定の様式に健康・食事・睡眠など生 活状況と連絡事項を記入、3~5歳は自由罫ノートによって、それぞれ毎日やり取りされ、園と保護 者の情報交流や意思疎通のツールとして活用している。個人面談は事前に各クラスで希望の日 |程を募り、個々に調整した上で11~12月に全各保護者に対して行っている。他に保護者や園の 要望で個別に相談や面談を行うこともあるとのこと。面談の内容は所定の記録用紙に記入され、 全体への周知事項は、クラス担当間の共有はクラス会議、全体での周知内容は職員会議で報告 しており、面談記録は事務室で管理して職員が必要な時に閲覧可能としている。定例の面談では ない随時の相談・面談等についても対応しているが、その内容については面接者個人の記録に とどまっており、必要なことは会議等で報告しているとのことだが、個々の世帯の相談履歴の管理 や職員間の確実な共有、事後の参照という観点から、また個人情報やプライバシーの保護の見 地からも、面談と同様に記録の仕組みを整えることも検討の余地はあろう。

保護者への喫食状況の伝達は、2歳児以下の園児は連絡帳にて家庭に伝達している。その他、 |健康上の事由などで配慮を求められた場合は、個別に体調に対応した調理方法や配慮を行って |おり、その内容を保護者に口頭伝達しているとのことであった。今後はそのような個別配慮につい て、保護者伝達の確実性や体調不良時の傾向の把握などに役立つよう記録を残すことが期待さ れる。

評価結果をふまえた園のコメント

見学希望者には園の考え方や保育目標が記載されたパンフレットをお渡しする他、 ホームページでも伝えている。入園説明会時に「入園のしおり」を基に詳細について 説明し、入園後は毎月「園だより」「クラスだより」「献立表」等を配布し情報提供 をしている。3歳児以上は保育室に「日々の活動状況」を掲示し、事務室前に「保育理 念」「保育目標」「献立表」「給食サンプル」「感染症情報」「不審者情報」「苦情 受付担当者」を、ローカ壁面に「職員紹介」を、園外には「遊ぼう会」のポスターを 掲示し、園の情報を伝えている。園の運営状況等の情報開示は、年3回開催している運 営協議会で行っている。

保護者への日常的な情報交換は、主に連絡帳を使用している。(2歳児以下は園指定の書面で、3歳 児以上は個人の連絡帳による)また、年1回個人面談を実施し、結果は報告書に記入し提出される。 面談の内容は児童票に記入し、事務室で施錠できる書庫に保管し、必要に応じ職員はいつでも閲覧 できる。職員への周知事項はクラス担当者間の共有はクラス会議で、園への要望等全職員への周知 は職員会議で報告している。定例の懇談会や個人面談以外の随時の相談・面談についても記録し保 管するようにする。保護者への喫食状況の伝達について、現在連絡帳を通じ家庭に伝達している。 個別配慮をした場合の保護者への伝達について、週案・個人日誌等に記録として残す他、伝達した 内容や体調不良時の傾向などを記載し、保護者への伝達の有無や様子についても記載する物につい て検討する。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション

Ⅱ −2−(4) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に周知され ている。(26)

【判断基準】

- a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に共有されている。
- c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されているが、関係職員に共有され ていない。
- d) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。

評価

Ⅱ-2-(5) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮して いる。(49)

【判断基準】

- a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、 保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。
- b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、 保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。
- d) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っ ていない。

評価

Ⅱ-2-(6) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通 理解を得るための機会を設けている。(27)

【判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機 会を設けている。
- c) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。
- d) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。

評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

家庭の状況については、入園時に保護者から提供を受けた情報を、個別に「児童票」に記録する とともに、個別面談で得た情報は「個人面談記録」に記録している。この記録は関わる職員全員 が閲覧でき、事務室の施錠できる書庫に保管している。日々の保護者と園の情報交換について |は、連絡帳や送迎時の口頭連絡等を通じて行い、必要に応じて毎朝の朝礼で口頭連絡するとと |もに、早番ノートに記録して回覧して周知を図っている。内容によってはクラス会議・リーダー会| 議・職員会議で周知を図り、議事録に残している。何らかの理由で会議に出席できなかった職員 には議事録の写しを回覧して周知を図っている。

各クラスの懇談会は5月と3月の年2回行い、5月には各クラスの年間目標、各年齢の発達の特徴などを伝 え、3月には一年間のクラスの様子と進級・就学に向けた話などをしている他、それぞれ保護者との意見交 換や質疑応答も行って意向の把握や共通理解形成の機会としている。また保護者会があり、定期的な役員 会で出された提言や要望、保護者が行ったアンケートの結果などは運営協議委員会を通じて園に伝えられ ている。法人・園代表・保護者代表・第三者・市こども福祉課から構成される運営協議委員会を年3回実施 し、保護者からの意見を聴取するとともに、園入口階段への屋根の設置、園内の安全措置など、改善に反 **映させている。その他、行事の前後などに、実施会場や実施後の感想などについて保護者にアンケートを** 行い、意向や要望を把握して、必要に応じて現場に反映させている。

苦情解決制度を設置し、制度の存在や第三者委員の氏名・連絡先等を入口の事務室前に掲示 するとともに、「入園のしおり」への記載はないが、口頭で入園時に説明しているとのこと。入口に |は園・保護者会それぞれが設置した意見箱があり、保護者会の意見箱に寄せられた意見につい ては運営協議委員会を通じて園に伝えられている。

保護者の保育参加の機会として「保育体験」を年2回行っており、希望する保護者に実際に保育 を体験してもらい、園の理念や保育の内容に関する理解共有の機会としている。

評価結果をふまえた園のコメント

家庭の状況は入園児に保護者から提供を受けた情報を個別に「児童票」に記録してい る。個人面談で受けた情報は「個人面談記録」に記録し、必要に応じ「児童票」にも 記入している。日々の保護者との情報交換は連絡帳や送迎時の口頭で行い、内容によ り朝礼・早番・遅番ノート、各種会議録に記録し、全職員に回覧周知している。

年2回クラス懇談会(5月、3月)を行い、5月には各クラスの年間目標・保育内容と各 年齢の発達状況などについて、3月には1年間のクラスの様子と進級・就学に向けた話 をしている。保護者との意見交換や質疑応答を行い共通理解の機会としている。同時 に保護者からの園やクラスに対する質問や要望等を伺い、職員会議等で職員に周知し 改善が必要な内容については検討後掲示等で経過や結果を保護者に報告する。保護者 会があり、定期的な役員会で出された要望や行事等についてのアンケートの結果など は運営協議会を通し園に伝えられ、必要に応じ安全措置や保育等に反映している。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-3 人材育成

Ⅲ-3-(1) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。(46)

【判断基準】

- a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要が あるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。
- b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどの ような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。
- d) 職員の研修機会を確保していない。

評価

Ⅱ-4 守秘義務

Ⅱ-4-(1) 守秘義務の遵守を周知している。(47)

【判断基準】

- a) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程が定められ、遵守すべき事 項を周知の上、実施されている。
- b) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程は定められていないが、遵 守すべき事項が周知され、実施されている。
- |c) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、遵守すべき事項が周知されて いるが、実施されていない。
- d) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

法人として職員の資質向上に注力しており、法人主催にて、主に法人職員を対象に「保育講座」を年間12回 実施し、法人役員や外部講師を招き、リスクマネジメント、リトミックや幼児体操、新保育所保育指針、マナー 講座などの内容について、職員は年間を通じて、または内容によって参加している。またその一環としてピ アノ講座も行い、常勤保育士には月2回の受講を必須としている。外部研修の案内は来着のつど全職員に 回覧するとともに、理事長が確認し、各人の専門性や経験等もふまえて参加を決定、個人の自主的参加も |奨励している。研修参加後は報告書が提出され、職員会議を活用した報告や職員間の回覧によって成果の 共有を図っている。さらに年3回、「自己査定表」による各職員の自己評価を行っており、非常勤職員を含む 全職員が自己評価を行い、経営層との面談によって検証と確認を行う仕組みとして、各人の啓発目標の明 確化と経営層による把握の手段とされている。今後はこの制度と各職員の研修参加やOJTとの連係をさら に深め、個々の専門性や経験に応じた育成がより効果的に推進されていくことを期待したい。なお法人の理 事長の提案により、市こども福祉課の取り組みとして、保育園の危機管理に関する全8回の研修プランがあ り、21年1~2月に実施し、公私立問わず保育園職員が参加可能として、保育園職員として危機管理意識の 向上と啓発が図られている。本園においても全職員必修として、前掲「保育講座」におけるリスクマネジメン ト講座とは別に、危機管理に関する研鑚を積んでいる。

個人情報の保護については、園において就業時に誓約書を交わして、守秘義務につい ての啓発及び誓約を行っている。また「個人情報の取り扱いについての指針」を作成し、 保護者に配付して説明を行っている。その中では個人情報の利用目的、利用範囲、第 三者への提供、保護対策、個人情報処理の外部委託、開示請求等への対応などを説明 |している。今後は個人情報保護に関するルールや管理に関する具体的な仕組みや方法 について、 職員間でよりよく共通理解が図られ、 徹底されていくよう工夫や検討を期待し たい。

評価結果をふまえた園のコメント

法人が職員の資質向上に力を入れており、法人主催で、主に法人職員を対象にした年 |間12回の「保育講座」を実施し、職員が受講している。外部からの研修案内は全職員 に回覧し、積極的に参加し、研修後は報告書を提出、回覧と職員会議で発表し全職員 に内容の周知を行っている。20年度は法人理事長の提案により市子ども福祉課の取組 として「危機管理セミナー」(全8回)が実施され、全職員が受講した。

個人情報の保護については、就業時に誓約書を交わして、守秘義務についての啓発及 び誓約を行っている。「個人情報の取り扱いについての指針」を作成し、保護者に配 布して説明を行った。今後は個人情報について、職員間で共通理解を持って取り組め るよう研修を行っていきたい。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-1 多様な子育てニーズへの対応

Ⅲ−1−(1) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。(30)

【判断基準】

- a) 多様な子育てニーズの把握と、それに対応した計画策定と実施、関連機関との連携、職員の資質 向上のための教育が適切に行われている。
- b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。
- c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていな
- d) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。

(取り組みの結果把握したニーズが現行のサービスの範囲内にとどまっている場合は、挙証材料によ る事実確認ができればaとしてよい)



Ⅲ-1-(2) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行ってい る。(31)

【判断基準】

- ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。
- イ 来園による子育て相談を行っている。
- ウ 育児情報の提供を行っている。
- エ 地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会を設けている。
- オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。
- カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。

【総合判断基準】

a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。

(地域性により、上記取り組みの実施事例に乏しい場合は、取り組みのための体制が整っていることの 事実確認ができれば、実施されていると判断してよい。また、上記取り組みのうち実施の必要がない、 もしくは困難であると判断できるものは、基準から除外し、不適合にカウントしない)

評価

a

Ⅲ-1-(3) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しな がら行っている。(32)

【判断基準】

- ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。
- イ 一時保育のための担当者が決められている。
- ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。
- エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。
- オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。

【総合判断基準】

- a.一時保育の内容や方法によく配慮している。
- b.一時保育の内容や方法に概ね配慮している。
- c.一時保育の内容や方法に対する配慮が不十分である。
- d.一時保育の内容や方法に配慮していない。
- ※ 一時保育を実施していない施設は本項目の評価を行わず、その旨付記する。



評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

地域のニーズの把握は法人で実施している併設の子育て支援センター利用者や市の地域開放 事業「あそぼう会」の利用者との会話が主たる手段であり、支援センター利用者の要望に応じて、 年間計画を変更して当初の予定にはなかった絵の具遊びのメニューを提供するなど、ニーズに |応じた対応の事例が見られる。今後はアンケートの実施等によるより積極的なニーズ収集とその 事業への反映を期待したい。なお地域の小学校からの要望に応じる形で、5歳児の小学校訪問 の企画を小学校と調整しながら進め、近接する市内他園とともに実施している。

地域子育て支援としての相談事業は法人で運営する併設の子育て支援センターで主に受け付けている。 「あそぼう会」利用者からの相談事例は今のところなく、利用者とのつながりの強化に向け、課題と認識して いる。各種の子育て情報は園入口にて掲示・配布し、在園世帯以外の来園者も自由に閲覧・入手可能と なっている。地域の在宅の子育て親子が集まり、交流する機会としては併設の支援センターにおいては幼 児サークルやリトミック、各種教室・講座などを地域の親子に提供しているが、当園においては「あそぼう会」 が該当する。また「あそぼう会」は、メニューによっては在園児と地域の親子とがふれ合う機会ともなってい る。他に夏祭りでは地域の親子などにも参加を呼びかけ、在園児との交流の機会がある。地域・在園の親 子同士の交流機会としては支援センター主催で法人5周年記念として行ったチャリティーフェスティバルが挙

当園では一時保育を実施していないため、評価対象から除外する。

評価結果をふまえた園のコメント

地域のニーズの把握は、市の地域開放事業「遊ぼう会」の利用者や併設する支援セン ター利用者との会話が主な手段である。今後は保育園に対する地域の要望や意見をア ンケートなどで吸い上げる等し、保育に反映していきたい。

相談事業は併設する支援センターで主に受けている。「遊ぼう会」は、地域の親子と 保育園が交流する良い機会となっている。今後は保育園の行事等にもお誘いし、行事 を通してもっと交流を深めていきたい。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携

|Ⅲ-2-(1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員 が共有している。(33)

【判断基準】

- a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。
- c) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。
- d) 地域の関係機関についての情報を収集していない。

評価

Ⅲ-2-(2) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。(34)

【判断基準】

- a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。

- d) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。

評価

Ⅲ-2-(3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になって いる。(35)

- a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。

- d) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

市こども福祉課や警察・消防、医療機関や救急ホットラインなど、日常の運営において園 が協力を仰ぐべき各機関が連絡先とともに一覧化され、事務室に掲示されている。また 市内の子育てに関する関係機関が網羅された「和光市子育てガイドブック」があり、事務 担当者などが必要に応じて活用されている。

子どもの健康状況については、嘱託医に相談、連携をとる体制を組んでいる。嘱託医に |は、乳児健診、内科健診を依頼する他、健診時に保育士や、連絡帳を通じて寄せられた 保護者からの健康に関する相談を行っている。また、ケガ、事故等で医師の受診が必要 |になり、保護者から病院の指定がない場合は、園長が嘱託医に受診を要請して、状況の| わかる保育士が付き添って子どもを嘱託医のもとに搬送する方法をとっている。

市の巡回相談が年2回あり、児童相談員や臨床発達心理士が来園して発達支援などに |関する指導や助言を行っている他、ケースに応じて市こども福祉課や児童相談所、家庭 児童相談室と連携を図れる体制がある。

評価結果をふまえた園のコメント

市子ども福祉課、警察、消防、医療機関、地域の公共施設等、園が協力を仰ぐべき各 機関の連絡先が一覧表にして事務室に掲示してあり、職員にも周知している。市内の 子育て関係機関が網羅された「和光市子育てガイドブック」があり、業務担当者など が必要に応じて活用している。

子どもの健康に関して、嘱託医に相談・連携をとる体制を組んでいる。嘱託医は、乳 児健診・内科健診を依頼している他、検診時に連絡帳等で保護者から寄せられた健康 に関する相談を受けて頂いている。園内での怪我や病気等で受診が必要になり保護者 から病院の指定がない場合は、嘱託医に連絡を取り、受診お願いする方法をとってい る。市の巡回相談が年2回あり、児童相談員や臨床発達心理士が来園して発達支援など |に関する指導や助言を行っている。また、ケースに応じて市子ども福祉課や児童相談 所、家庭児童相談室と連携をとれる体制がある。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携

Ⅲ-2-(4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し 合い、研修などの連携の機会がある。(36)

【判断基準】

- a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修 などの連携の機会がある。
- b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会、もしくは職員間の話し合い、研修など の連携の機会を設けている。
- d) 小学校との間での小学生と園児の交流または職員間の連携について、機会を設けていない。

(地域や自治体の事情等により、小学校との交流・連携が困難である場合は、評価を行わず、特記欄 にその旨付記すること)

評価

Ⅲ-2-(5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。(37)

【判断基準】

- a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。

- d) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。

評価

Ⅲ-2-(6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。(38)

【判断基準】

- a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。
- b) —
- d) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

地域の小学校からの要望に応じる形で、5歳児の小学校訪問の企画を小学校と調整しながら進め、近接す る市内他園とともに実施している。また運動会では卒園児と在園児の兄姉も参加する種目を設け、小学生と 園児の交流機会の一つとしている。職員間においては市内の保育園職員による勉強会「保育問題研究会」 において、小学校教諭を招いての交流会を実施しており、就学にあたっての相談や意見交換などを行って いる。また保育園が小学校に対して就学園児の情報を引き継ぐための書式として全国で検討が進められて いる「児童保育要録」に関して、市内の保育園園長会で小学校との合同会議を行っている。また市内の認可 【保育園と小学校の交流会が年1回あり、本園も参加している。その他、小学校と市の取り組みとして、小学 校教諭が初任者研修の一環として保育園を訪れ、園の生活を知ってもらう機会としている。

保護者と園との協力で行う安全点検委員会において、園内外の危険箇所のチェックを行う過程の 中で、行政や関係する企業・園が所在する集合住宅の管理事務所などに改善依頼を行ったとの ことである。敬老の日には5歳児が高齢者施設を訪問し、お祭りに参加して歌を披露したり、プレ ゼントをしたりしている。市の民生児童委員、主任児童委員各一名が苦情解決第三者委員を務 めている他、市内の幼稚園・保育園の他、地域の小中学校及び養護学校などが連携したネット |ワーク「和光市心の教育推進会議」に参画し、「あいさつ運動」「花いっぱい運動」など、連携した 取り組みを行っている。

発表会等で使用する市ホールや運動会の会場となる小学校には依頼書の提出と協力 |依頼をしている。また夏まつり時には近隣のスーパーマーケットや歯科医院、各商店、自 治会等に挨拶をしている。

評価結果をふまえた園のコメント

地域の小学校からの要望に応じる形で、5歳児の小学校訪問の企画を小学校と調整しな がら進め、沈設する市内他保育園と共に実施した。運動会においては卒園児と在園児 の兄弟も参加できる種目を設け、小学生と園児との交流の機会としている。職員間で は、「保育問題研修会」が実施している小学校教諭を招いての交流会に参加し、就学 にあたっての相談や意見交換会を行った。年1回行われる市内認可保育園と小学校の交 流会に参加しているが、継続していきたい。

保護者と園との協力で行っている安全点検委員会で、園外の危険個所のチェックを行 い、行政や関係する企業・園が所在する集合住宅の管理事務所に改善依頼を行った。 安全点検は継続して行っていきたい。今後は危険個所の点検だけでなく、防犯につい ても検討していきたい。敬老の日に5歳児が高齢者施設を訪問したり、「和光市心の教 育推進委員会」への参画などを通じ、積極的に地域に関わっていきたい。また、地域 の公共施設を借用させて頂いている発表会、運動会、夏祭りなど、園を知ってもらう 取り組みについて検討していきたい。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携

┃Ⅲ−2−(7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解 され、受け入れの担当者も決められている。(39)

【判断基準】

a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け 入れの担当者も決められている。

- c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの担当者が決められているが、受け入れ の意義や方針に対する職員の理解が不十分である。
- d) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるため の取り組みが行われていない。

(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその 旨付記すること)

評価

Ⅲ-3 実習・ボランティア

|Ⅲ-3-(1) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習 担当者も決められている。(40)

【判断基準】

- a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決めら れている。
- c) 実習生を受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する 職員の理解が不十分である。
- d) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行 われていない。

(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその 旨付記すること)

評価

Ⅲ-3-(2) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、 受け入れの担当者も決められている。(41)

【判断基準】

- a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者 も決められている。
- c) ボランティアを受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対 する職員の理解が不十分である。
- d) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組み が行われていない。

(園の方針や地域の事情などからボランティア受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、 特記欄にその旨付記すること)

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

中高生の保育体験については、今年度を含め、ここ3年度にわたって受け入れ依頼がな いこともあり、受け入れのマニュアルの作成等は行われていない。受け入れ時には「実 習生マニュアル」をもとに対応するとのことであるが、確実な対応や職員間の認識共有 に向け、意義・方針の明確化とともに、対応マニュアルの整備等を期待したい。

実習生受け入れに関してはマニュアルが整備され、実習のねらいや事前準備等の留意 点を明示しており、マニュアルに基づいてオリエンテーションを行う。オリエンテーションで |は守秘義務や個人情報保護についても説明しているとのことだが、マニュアルに説明す べき内容として明記はされていないため、確実な説明を図る意味では、検討を期待した い。実習生のプロフィールや受け入れの意義・方針等は受け入れのつど、リーダー会で 周知が図られている。

今年度は、保育園に来園するボランティアとしては行事等の手伝いに訪れる在園の保護 者のみであり、行ってもらうことや子どもに接するにあたっての留意事項などは口頭説明 で伝えているとのことで、以前は受け入れにあたっての説明資料があったとのことだが、 |現状では活用されていない。確実な対応や職員間の認識共有に向け、意義・方針の明 確化とともに、対応マニュアルの整備等を期待したい。

評価結果をふまえた園のコメント

中高生の保育体験については、受け入れ依頼がないが、意義や方針について職員間の 共通理解を図れるよう、受け入れマニュアルについて整備しておく。

2003年度(平成15年度)本園開設以来、保育所併設子育て支援センターを中心に、ボ ランティアを数多く受け入れてきた。また保育士を目指す学生等に対しては、所定の 期間とカリキュラムを元に、その実績に応じ資格認定(キッズサポーター、準キッズ サポーター)を行ない、昨年度までに約100名の認定者を世に排出し社会的実績を持 つ。今年度については保護者の保育参加を中心に行い、これは前著の社会的目的とは 異なり、「保育理念や保育方針」は明文化され整備されているが、「保護者利用者の |保育所への理解||に重点をおいた事から、ボランティアとしての「意義や方針||は敢 えて強調する事を避けた。